

# 社会福祉法人平成会 平成31年度事業計画

## 【高齢者福祉事業】

特別養護老人ホームあやすぎ荘  
あやすぎショートステイセンター  
あやすぎデイサービスセンター  
あやすぎ荘居宅介護支援事業所  
グループホームあやすぎの里

## 【児童福祉事業】

やはた保育園  
まほろば保育園  
放課後児童クラブまほろば

## 運 営 方 針

平成30年12月12日に開催された第166回社会保障審議会・介護給付費分科会で、2019年10月に予定される消費税率引き上げ（8%→10%）にあわせて、介護報酬の引き上げ（消費税対応改定）を行うとともに、経験・技能のある介護職員を中心とした新たな処遇改善加算（新処遇改善加算）を創設するという方針が示され、平成31年2月13日に開かれた第168回社会保障審議会・介護給付費分科会で、2019年度介護報酬改定の概要が示されました。

介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについては、介護報酬基本単位数に上乗せする形で行い、上乗せ率については、各サービスの課税費用の割合を算出して定めることとなります。また、消費税の引き上げに伴う基本単位数等への上乗せを行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があること等から、消費税率引き上げの影響分について、区分支給限度基準額が引き上げられます。入所者の食費・居住費については、消費税率引き上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うこととし、負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して定められており、消費税率引き上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行われません。よって、基準費用額が引き上げられ、負担限度額が据え置かれることにより、補足給付が引き上げられることとなります。

新処遇改善加算については、現下の厳しい介護人材不足、依然として小さくない他産業との賃金格差の中、介護離職ゼロ等に向けて介護職員の確保、定着につなげていくためには、公費・保険料による政策的対応が必要であり、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、介護報酬における加算として必要な対応を講ずることが適当とし、2019年度介護報酬改定では、現行の処遇改善加算に加えて、介護職員の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うとの方針が示されました。

平成30年5月に取りまとめられた「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」に

よれば、必要な介護人材数については、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要と見込まれています。すなわち、2016年度（平成28年度）の介護人材数190万人に加えて、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間約6万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいます。今回の推計結果によると、今後、年間約6万人の介護人材を確保することが必要となるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、平成30年11月時点の介護関係職種の有効求人倍率が4.18倍となっているなど、介護人材は、深刻な人材不足の状況にあり、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要があるとしています。

当法人におきましても、慢性化する介護人材不足解消の一助とすべく、外国人技能実習生受入れについて必要な準備を進めてきました。当初の予定では平成30年度夏頃に実習生の受入れができる見込みでしたが、希望するフィリピン国の技能実習生についてのガイドライン発出の遅れにより、実習生の受入れが平成31年度にずれ込む見通しとなったこと。また、実習生の生活住居の確保が困難な状況であること、平成30年度中に数名の介護職員の採用ができたこと等勘案し、今回の外国人技能実習生の受入れについては一旦見送ることとし、今後の動向等を見据えながら、職員の充足状況等も含めて引き続き検討していくこととします。

人材不足解消のためには、人材確保とともに、職員の離職防止、定着化を図ることも大変重要な課題であります。2019年10月から新設される新処遇改善加算を取得できるよう、必要な準備を進めるとともに、現行の処遇改善加算についても、職員のキャリアパス要件等の整備を進め、より上位の処遇改善加算の取得ができるよう努力します。

あやすぎ荘の開設から30年目を迎えますが、施設の設備等も経年劣化や故障等が目立つようになっております。特に、入浴設備について、特殊浴槽設備が設置から12年以上経過し、故障も多くなり、更新の時期を迎えていることから、できるだけ早い時期に更新したいと考えております。また、一般浴槽についても、開設当初の大浴場であり、開設当時とは入所者の状況も変化し、高齢化・重度化している中で、現在の大浴場では対応できない状況となっているため、新たに個浴設備を設置したいと考えております。

施設サービスについて、より重度化する利用者に対し、医療機関等との連携の強化を図り、日々の健康管理や衛生管理を徹底し、安心・快適な施設生活を支援するとともに、慣れ親しんだ施設で人生の最期を迎えたいという利用者や家族のニーズに応えるべく、嘱託医との連携を図り、看取り介護を行います。

居宅サービスについて、ショートステイ事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業を通して地域の高齢者が住み慣れた場所で自立した生活ができるよう、利用者及びご家族のニーズに応じ迅速な対応、専門的知見からの適切な支援に努めるとともに、高齢者とそのご家族の安心感やサービス利用の満足度を高めて、更なる利用者の拡大に努めます。

職員の資質向上については、計画的な職員研修を行い、更なるサービスの質の向上を図ると共に、職員の意識改革やモチベーションの向上に繋げていきたいと考えています。

児童福祉事業につきましては、やはた保育園、まほろば保育園、放課後児童クラブまほろばの

運営を通して、児童福祉法の本旨に基づき、子ども達の健全な育成、発達を援助することを目的とし、家庭や地域社会と連携を図り、子ども達一人ひとりの生きる力を育み、個性を尊重した保育に努めます。

急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人が果たしていく役割は益々重要になっています。当法人におきましては、「いたわりとやさしさ」の基本理念に基づき、利用者本位の更なるサービス向上に努めていきます。

#### ●平成31年度重点目標

1. 施設サービスの質の確保・向上
2. 居宅サービスの質の確保・向上
3. 職員の資質向上・職員処遇の充実と人材確保
4. 衛生管理・感染症予防対策の徹底
5. 防火・防災管理体制の強化
6. サービスの評価及び情報開示

#### ●法人の基本理念

##### 「いたわりとやさしさ」

私たちは「いたわり」と「やさしさ」をモットーに健全で活力ある利用者本位の福祉サービスを提供し、もって自立と共生の地域づくりに貢献していきます。

#### ●職員の心得

「私は真心を籠めて相手の身になり機転の効く介護サービスを行います。」

## 事業計画

### 1. 施設サービスの質の確保・向上

施設利用者個々のニーズに沿った利用者本位のサービスを提供し、これまで生活して来られた人生を尊重し、「その人らしい」自立した生活が継続できるよう支援します。また、今年度も引き続き、全国老人福祉施設協議会が提唱する「科学的介護」に取り組み、五つのゼロ（おむつゼロ・骨折ゼロ・胃ろうゼロ・拘束ゼロ・褥瘡ゼロ）と四つの自立支援（認知症ケア・リハビリテーション・口腔ケア・看取りケア）を目指します。

利用者の重度化に対応するため、嘱託医及び協力医療機関等との連携を図り、日々の健康管理や感染症予防に努めるとともに、入院が必要な場合には迅速に対応します。また、慣れ親しんだ施設で人生の最期を迎えたいという利用者には、ご家族・嘱託医との連携を図り、看取り介護を行います。

- ① 各利用者の趣味嗜好、心身の状況等の把握に努め、利用者並びに家族の要望等に沿ったサービス計画を作成し、個別処遇の充実を図ります。（課題分析→実施→評価→再検討）
- ② 各職種、部署間の連携及び情報の共有を図り、利用者個々の状況に応じたケアの統一化を図ります。

- ③ 身体拘束廃止に関する委員会及び研修会を開催し、身体拘束廃止に向け積極的に取り組んでいきます。
- ④ 時間にとらわれない、ゆとりあり、笑顔の絶えないケアを目指します。
- ⑤ 協力歯科医療機関と連携し、歯科衛生士が中心となり、口腔ケアの充実を目指します。
- ⑥ 機能訓練指導員が中心となり計画的な機能訓練を実施し、利用者の機能の維持・安定を図ります。
- ⑦ 利用者が安心して生活できるよう、事故防止に努めます。
- ⑧ 利用者の個性、人間性を尊重し、利用者個々の生き甲斐・楽しみづくりを支援します。
- ⑨ 各種行事、野外活動等を実施し、地域社会との交流の機会を積極的に設け、利用者の精神面の安定を図ります。
- ⑩ 各種行事等を通じて、利用者と家族のふれあいの場を設け、利用者、家族、職員との交流を図り、信頼関係を築きます。
- ⑪ 年2回、ADL調査を実施し、ケアプランに反映させ、計画的な個別機能訓練の実施に努めます。
- ⑫ 年2回、健康診断を実施し、利用者の健康管理及び疾病の早期発見に努めます。
- ⑬ 入院が必要な利用者に対し、嘱託医・協力医療機関等と連携を図り迅速に対応します。
- ⑭ 利用者及びご家族が看取り介護を希望される場合は、ご家族及び嘱託医と連携を図り看取り介護を行います。
- ⑮ 利用者の要介護認定の申請に関する援助を行います。
- ⑯ 利用者が在宅への復帰を希望する場合又は、在宅復帰が可能と見込まれる場合は、利用者の家族、関係機関等との必要な連絡・相談及び調整等を行い、在宅復帰への援助を行います。
- ⑰ 給食検討委員会、嗜好調査、各部署、職種間の連携を図り、栄養マネジメントを行い、楽しく豊かな給食サービスの提供に努めます。
- ⑱ 利用者や家族からの設備又はサービスに関する相談、要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

## 2. 居宅サービスの質の確保・向上

- ① 計画的な職員研修を開催し、居宅サービスの充実を図るとともに、地域住民及び隣接市町村の居宅介護支援事業者等への事業内容等の周知を行い、新規利用者を開拓し、事業実績の向上を目指します。
- ② 各居宅サービス事業所の運営規程に基づき、可能な限りその居宅において、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように援助します。
- ③ サービスの質の評価を行い、サービス向上に努めます。
- ④ ケアマネジメントの適切な実施と質の向上に努めます。
- ⑤ 関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 3. 職員の資質向上・職員処遇の充実と人材確保

- ① 「リーダー会議」を中心として、職員研修についての検討を行い、各種研修会を企画立案し、計画的に実施します。
- ② 先駆的事業所の視察や施設外研修会等への積極的な派遣を推進します。
- ③ 専門図書、視聴覚教材の整備を行います。
- ④ 職員の資格取得を応援します。(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等)
- ⑤ 介護職員処遇改善加算を算定し、職員処遇の充実を図ります。
- ⑥ 深刻な人材不足の現状を踏まえ、あらゆる方策を講じ、人材確保に努めます。

### 4. 衛生管理、感染症予防対策の徹底

- ① 感染症・食中毒予防対策委員会を開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討すると共に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に基づき、感染予防及び職員研修を実施します。
- ② 浮遊菌の殺菌や消臭効果の高い、オゾン(O<sub>3</sub>)による衛生管理を行います。
- ③ 各種細菌の殺菌に効果があり、人体にも安全な電解酸性水を全館の清掃及び機械器具等の消毒に積極的に活用します。また、利用者の手洗いやうがい、清拭等にも活用します。
- ④ 電解酸性水による手洗いや手指消毒器、ペーパータオルを使用し、二次感染の予防に努めます。
- ⑤ インフルエンザの予防注射を実施します。
- ⑥ 冬季の暖房使用時には、各居室に加湿器を設置し、感染症予防に努めます。
- ⑦ 専門業者による地下水滅菌装置の維持管理、貯水タンクの清掃、全館の害虫駆除、入浴設備の清掃・消毒を計画的に実施します。
- ⑧ 定期的に水質検査を実施します。(井戸水：1回/年、浴槽水：1回/年)
- ⑨ 井戸水と浴槽水の残留塩素濃度の測定を行います。(井戸：1回/日、浴槽水：1回/日)
- ⑩ 紙おむつの廃棄は専門業者に委託しています。
- ⑪ 玄関、厨房出入り口、入所棟出入り口に除菌マットを設置しています。

### 5. 防火、防災管理体制の強化

- ① 消防計画に基づき、防火管理者、火元責任者を配置して防災対策を行います。
- ② 非常災害時の対応マニュアルを基に、有事の際の職員の行動手順を定めるとともに、関係機関への通報及び連携体制を整備しています。
- ③ 計画的に自衛消防訓練を実施します。
- ④ 防災訓練等を通じて、職員及び利用者の防災意識の高揚に努めます。
- ⑤ 消防設備、電気設備、施設内危険箇所等の定期的な点検を実施します。
- ⑥ 年2回、専門業者による消防設備の点検を実施します。
- ⑦ 火災一斉メールシステムにより、有事の際の職員への迅速な連絡体制を整備しています。

### 6. サービスの評価及び情報開示

- ① 熊本県情報公表制度に係る調査の届け出を行うとともに、調査結果を基にサービス向上に努めます。
- ② 広報誌「あやすぎ」の発行及び、ホームページを活用し、利用者の日々の生活の様子や最新の情報を発信するとともに、利用者やご家族及び地域住民の意見収集に努めます。
- ③ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、情報開示を行っております。

# 特別養護老人ホームあやすぎ荘

## I. 日常生活サービス

### 1 食事サービス

- ① 寝食分離を原則とし、食事は食堂にて気の合った方と談笑しながら召し上がっていただくよう支援します。（体調不良の方は居室にて介助いたします。）
- ② おいしく食事が出来るような環境、雰囲気づくりを心がけます。
- ③ 利用者の状態や体調に合わせ、補助具の活用を含め、生活リハビリを行いながら、「自ら食す意欲」を引き出し、食べる楽しみを提供します。
- ④ 食事介助が必要な方は、残存能力、主体性を尊重しつつ利用者の状況に応じて介助いたします。また、嚥下障害のある利用者については、トロミの使用や医師の指示により、栄養カテテルによる経管栄養にも対応しています。
- ⑤ 季節に応じた行事食やご家族との会食等を実施し、楽しい食事サービスの提供に努めます。
- ⑥ 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを使用した食事の提供に努めます。
- ⑦ 地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取り組みに努めます。

### 2 排泄援助サービス

- ① 排泄ケア委員会で、利用者の訴えや、皮膚トラブル、排便コントロール等随時検討して、改善を図ります。
- ② 利用者個々の排泄状況のアセスメントを行い、排泄のリズムを把握し、利用者の身体状況や意向に沿った個別排泄ケアの提供に努めます。
- ③ 利用者の身体状況に応じて、おむつ、ポータブルトイレ、尿器、トイレ誘導介助を行います。また、おむつ交換時には毎回、温水、酸性水に浸した温タオル等で部分清拭を行い清潔保持に努めます。
- ④ 排泄介助の際は、残存機能を引き出すコミュニケーションや働きかけを行い、利用者の自立支援に努めます。
- ⑤ 排泄介助の際は、間仕切りカーテン、衝立等を使用し、利用者のプライバシー保護に十分留意して行います。
- ⑥ 排せつ介助の際には、スキンケア用品（保湿クリーム・オリーブオイル等）を使用し、皮膚トラブルを予防します。

### 3 入浴サービス

- ① 入浴は原則として週6日（月曜～土曜）を入浴日とし、利用者の身体状況及びADLの状況、利用者の希望等に応じて、個浴と特殊浴を実施します。また、体調不良等の理由で入浴ができない利用者については、清拭を実施します。入浴に際しては、事故のないように十分留意して介助を行います。

- ② 入浴時のプライバシーの保護及び更衣室、浴室内の温度管理に十分留意し、快適な環境で楽しく入浴ができるように援助します。
- ③ 入浴時に、利用者の皮膚の状態を観察するとともに、入浴後は保湿クリームを使用し、皮膚トラブルの予防に努めると共に、化粧品を準備し、個人の身だしなみにも配慮します。
- ④ 入浴方法
  - ・ 個浴  
自力で入浴が可能な方、一部介助が必要な方、座位保持可能な方及び個浴を希望される方が対象となります。専用のシャワー椅子、入浴台、手すり等を設置し、安全かつ安心して入浴ができるように介助いたします。
  - ・ 特殊浴  
寝たままの状態が入浴できる特殊浴槽を設置しています。座位保持ができない方、全介助が必要な方、個浴での入浴が困難な方及び特殊浴を希望される方が対象となります。ゆとりを持って入浴介助をいたします。

#### 4 認知症高齢者の処遇

- ① 利用者の個性を尊重し、歩いてこられた人生を理解し、職員は利用者から信頼される良き「理解者・援助者」となれるよう寄り添います。
- ② 利用者の事故防止を最優先に考え、環境整備に努めると共に、必要な場合はマンツーマンの介助をいたします。
- ③ 機能回復訓練、レクリエーション、クラブ活動、各種行事等を通して利用者の精神状態の安定と機能維持に努めます。
- ④ 認知症高齢者に関する施設内研修の開催や外部研修への派遣を通して、認知症高齢者の理解を深め、原因疾患や周辺症状に応じたケアの提供に努めます。
- ⑤ 関係市町村、医療機関、家族等との連携を密にして、必要に応じ相談及び専門医への受診を援助します。

#### 5 教養娯楽

- ① 各種余暇活動を実施し、利用者の生き甲斐・楽しみ・笑顔づくりを応援します。お好みの余暇活動に自由に参加していただけるよう支援します。
  - ・ 余暇活動（カラオケ、輪投げ、ちぎり絵、ぬり絵、ボール遊び、荘外散歩等）
- ② 毎週金曜日に外部指導者による音楽療法を実施しています。
- ③ やはた保育園・まほろば保育園との連携を図り、子ども達との交流の機会を積極的に設けます。
- ④ 利用者の希望に応じてふるさと訪問を実施します。
- ⑤ テレビや新聞も自由にご覧いただけます。
- ⑥ 年間の各種行事等には利用者御自身の意思で自由に参加できます。また、希望する行事等があればお聞かせください。随時検討し、可能であれば実施いたします。



## 6 衛生管理及び感染症予防対策

高齢者介護施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場です。このため、高齢者介護施設は感染が広がりやすい状況にあることを認識し、感染の被害を最小限にすることが求められます。日頃から感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策（スタンダードプリコーション）を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ります。

- ① 感染症・食中毒予防対策委員会及び施設内研修会を開催し、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。
- ② 週1回、シーツ、抱布類の交換を実施します。その他汚れたり、濡れたりしたら随時交換いたします。
- ③ 衣類は、大型乾燥機により80℃以上で高温乾燥し殺菌します。乾燥機に適さない衣類については、80℃以上の熱湯で殺菌します。
- ④ 随時、衣類及び寝具等の日光消毒を行います。
- ⑤ オゾン（O<sub>3</sub>）生成器を設置し、全館をオゾンエアによる衛生管理・感染症予防に努めます。
- ⑥ 電解酸性水による利用者及び職員の手洗い、うがいの励行、手指消毒器による手指の消毒及びペーパータオルを使用し感染予防に努めます。
- ⑦ 毎朝起床時に、洗面介助をいたします。自分でできない利用者には温かいおしぼりをお配りし、必要に応じて介助いたします。
- ⑧ 歯科衛生士の指導により、毎食後の口腔ケアを実施し、口腔内の清潔保持及び肺炎や感染予防に努めます。
- ⑨ 散髪は1カ月に1回（第2月曜日）町内の美容組合に委託しています。また、職員の引率で近所の理美容店に出かけることもできます。
- ⑩ 爪切は随時、入浴後に実施します。また、男性の髭剃りは毎日実施いたします。

## 7 その他の日常生活サービス

- ① 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等について、利用者または家族において行うことが困難である場合は、利用者または家族の同意を得て、代わって行います。
- ② 利用者の預貯金等の保管依頼があった場合は、利用者または家族の同意を得て預貯金等の保管及び出納業務を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、利用者の要介護認定に係る申請事務等必要な援助を行います。
- ④ 外出、外泊は家族の承諾があればご自由にできます。外出、外泊を希望される場合は、前日までにご連絡ください。
- ⑤ 面会は午前8時から午後8時までとなっております。事前に連絡があれば、それ以外の時間にも対応します。
- ⑥ 手紙の代筆、代読を希望される時は、利用者の指名する職員がお手伝いいたします。電話は専用のコードレス電話を用意し、自由に利用できます。
- ⑦ 信仰、宗教も他の利用者に迷惑をかけない限り自由です。施設内にも神棚、仏壇がありま

す。

- ⑧ ご家族への連絡は、毎月「ふれあい便り」を発送し、近況報告を行っています。また、広報誌「あやすぎ」やホームページにより事業内容や活動の様子、サービス利用に関する情報等をお知らせします。その他利用者が家族等への連絡を希望される場合は随時連絡をいたします。

## II 健康管理サービス

- ① 入所時の面接や健康診断（検尿、血液検査、心電図、胸部X線撮影）を実施し、利用者の健康状態の把握、健康維持に努めます。
- ② 年2回、利用者全員の健康診断を実施しています。  
6月→検尿、体重測定、血液検査、胸部X線撮影、心電図検査、血圧測定等  
12月→検尿、体重測定、血液検査、貧血検査、心電図検査（不整脈、最高血圧が140mmHg以上、最低血圧が95mmHg以上で医師の指示がある方）等
- ③ 予防接種～希望者には、入所時に肺炎球菌ワクチン、11月にインフルエンザワクチンの予防接種の援助を行います。
- ④ 毎朝、利用者の健康状態の確認を行うと共に、入浴利用日及び状態に応じてバイタルサインのチェックを行い、異状の早期発見に努めます。また、申し送りを密に行い、利用者の健康状態の変化に対応すると共に、状況に応じて医師の指示を仰ぎ、必要な措置を講じます。その他月1回体重測定を実施しています。
- ⑤ 口腔機能が低下している又はその恐れがある利用者に対して、歯科衛生士が中心となり、口腔機能の向上を目的とした、口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練を行います。
- ⑥ 水分補給～脱水症及び便秘の予防として、1日1,500mlの水分補給を目標に援助します。
- ⑦ 便秘対策～医師、看護職員、栄養士等と連携し、自然排便を目標に適切な便秘対策に努めます。
- ⑧ 貧血対策～医師、看護職員、栄養士等と連携し、貧血の予防、改善に努めています。
- ⑨ 褥瘡予防～エアマットの使用、体位変換の徹底、圧迫部位のマッサージ、清拭、栄養管理等を実施し、褥瘡予防に努めています。
- ⑩ 外部医療機関への受診～利用者、家族の希望及び主治医の指示等必要に応じて専門医療機関への受診（通院介助）を行っています。
- ⑪ ターミナルケアの対応～利用者及び家族の意思を尊重し、関係医療機関との連携を図り、看取り介護を行います。
- ⑫ 緊急時の対応～利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は主治医及び家族へ連絡し、看護職員が応急処置を行い、医師の指示により適切な措置を講じます。また、必要に応じて医療機関への入院等の手配をいたします。また、夜間においても看護職員との24時間連絡体制を整備し、必要な場合にはいつでも駆けつける体制を取っています。救急法、蘇生法、応急処置についての施設内研修も実施しています。

### Ⅲ 給食サービス

- ① 利用者の心身の状況、健康状態、嗜好、口腔機能等を考慮した栄養マネジメントを行い、嗜好に基づく食事の提供を基本としつつ、個人の健康状態を良好な状態に保てるように努めます。
- ② 嚥下障害がある利用者にも食事を楽しんで頂けるよう、見た目や味を工夫した「ソフト食」を提供し、盛り付け等にも工夫を凝らし、食欲の増進を図ります。
- ③ 食事時間は、朝食8:30、昼食12:00、夕食17:00とし、適温での提供に努めます。(行事等の都合で食事時間を変更する場合があります。)
- ④ 利用者の心身の状況に応じて、自助食器等を活用し、自立支援に努めます。
- ⑤ スタッフ全員が、常に向上心を持って、知識や技術の習得に努め、各部署との連携を取りながら、それらを食事内容に反映していきます。

#### 1 調理

利用者の身体状況、摂取状況、咀嚼・嚥下状態に応じた調理を実施します。また、調理業務マニュアルに従って、効率的な作業ができるよう心がけます。

- ① 主食～普通食、おにぎり食、軟飯食(二度炊き)、全粥食、7分・5分・3分粥、流動食(おもゆ等)、ブレンダー(ミキサー)食
- ② 副食～普通食、キザミ食、超キザミ食、ブレンダー(ミキサー)食、ソフト食、流動食
- ③ 療養食～利用者の病状に応じて、主治医の食事せんに基づき療養食を提供します。(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食)

#### 2 献立

- ① 嗜好調査を実施し、毎月2回のもてなし献立を実施すること等で、利用者の嗜好に沿った食事の提供ができるよう反映させていきます。
- ② おやつは、出来るだけ手作りを心がけ、昔ながらのお菓子から、食べやすい洋菓子まで幅広く提供したいと考えています。
- ③ 年間の各種行事に応じて行事食を用意し、可能な利用者には、一緒に料理をしていただく等、楽しい食事ができるよう努めます。

〔 にぎり寿司、ちらし寿司、いなり寿司、巻き寿司、お赤飯、七草粥、鍋料理  
おせち料理、ぜんざい、そうめん、だご汁、野外食等 〕

- ④ 毎月の厨房内会議と給食検討委員会を開催し、また、職員による検食を行い、献立や調理方法等を検討し、利用者に喜ばれる給食サービスの提供に努めます。

#### 3 衛生管理

- ① 感染症・食中毒予防対策委員会を開催し、食中毒予防のための対策を検討し、検討した結果については、全職員に周知します。
- ② 食中毒予防のため、調理員は、酸性水による手洗い及び手指消毒器による消毒を行うと共

に、調理材料及び調理器具等は酸性水に浸し消毒を徹底しています。

- ③ オゾン（O<sub>3</sub>）による調理室の殺菌消毒を行い、浮遊菌の殺菌や消臭を行います。
- ④ 厨房内の清掃を徹底し、清潔な環境での調理業務を心がけています。
- ⑤ 納入業者には、食品の安全に努めるよう文書や口頭での指導を行い、食品の安全性を検査した結果書類の提出を依頼しています。
- ⑥ 栄養士、調理職員は毎月の検便、年1回の健康診断を実施しています。
- ⑦ 保存食は14日間冷凍保存しています。
- ⑧ 食器は食器乾燥機により、毎回熱消毒（80℃以上）を行い、定期的な漂白を行っています。
- ⑨ 毎月専門業者による害虫駆除を実施します。

## IV 機能回復訓練サービス

### ① 個別機能訓練計画

機能訓練指導員（柔道整復師）、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、歯科衛生士等の職員が協働して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、計画に基づく機能訓練を実施すると共に、機能訓練の効果や実施方法等について評価を行います。

### ② 病歴調査

訓練中の事故防止のため、利用者の台帳、診断書等を基に病歴の把握に努めます。

### ③ 訓練実施上の留意事項

事前に健康チェックを行い、訓練時間は無理のない程度（30分～60分）とし、翌日に疲れが残らないように注意して実施します。

### ④ 訓練内容

#### ア 機能訓練

- ・起立訓練、歩行訓練、バランス訓練、四肢可動域訓練  
四肢の筋力増強訓練、口腔体操、マッサージ

#### イ レクリエーション（全体訓練）

- ・体操～10分程度手足や体幹、首の運動を行う。
- ・発声練習～大きな声で「オーイ」と数回声を出し、その後2、3曲歌を歌う。
- ・ゲーム～遊びリテーションの要素を取り入れながら、利用者の好みに沿ったゲームを実施する。（輪送り、ボール運び、的当てボーリング、ボールホッケー、グランドゴルフ  
玉入れ、輪投げ、風船バレー等）

#### ウ 日常生活動作訓練（ADL訓練）

- ・日常生活で行っている車椅子操作、歩行、入浴、排泄、着替え、食事動作等を、残存機能を十分活かし、できるだけ自分の力で実践し、施設内での生活が充実したものとなるよう援助します。

#### エ 関節可動域訓練

- ・寝たきりの利用者は、筋力の低下、関節の拘縮等になりやすく、日常生活の中でも最低

限の関節可動域を保つ必要があります。無理なく訓練を行い、関節可動域の維持に努めます。

#### オ 入浴療法（水治療法）

- ・入浴時には関節及び筋肉が和らぎ動きやすくなり、痛みも緩和されるため、必要に応じてマッサージや関節可動域の維持に努めます。

#### カ 運動会の実施

- ・日頃行っている訓練の成果を発揮する機会を設け、機能回復訓練の励みとすることを目的に実施します。また、利用者の家族にも参加を呼びかけ、利用者、家族、職員との交流を図り、信頼関係を深めていきます。

#### キ 訓練器具、自助具等の点検

- ・訓練中の事故を防止し、利用者が安心して使用できるように器具の点検、管理を行います。

（毎月1回）～・訓練器具のネジや結合部分、キャスター、ハンドルの緩みやズレ等の点検。

- ・入浴用のシャワーチェア、ストレッチャー、特殊入浴機械等の点検。

（随時）～・廊下の手すり、杖のゴム減り、車椅子のタイヤの減りと空気圧の点検。

## V 施設の管理

### ① 水質検査

- ・井戸水：年1回（7月）外部検査機関に依頼します。
- ・浴槽水：年1回（4月）専門の検査機関に依頼します。

### ② 安全点検

- ・月1回担当職員が施設内の危険箇所等の点検（目視点検）を行い、修理、改善が必要な時は迅速に対応し、事故防止に努めます。

### ③ 設備の維持管理（業者委託）

- ・飲料水滅菌装置                   ～ 月1回   ビル環境熊本
- ・貯水槽の清掃                    ～ 年1回    //
- ・紙おむつの処理                 ～ 収集・運搬：（株）日本医療環境サービス  
  処分：九州産廃株式会社
- ・生ごみ、資源ごみ               ～ クリーン健康社
- ・循環式浴槽配管及び貯湯槽の消毒・清掃  
  ～ 年1回   ビル環境熊本
- ・消防用設備点検                 ～ 年2回   ビル環境熊本
- ・冷暖房設備維持管理            ～ 年1回   （株）九電工
- ・厨房設備維持管理               ～ 随時    ホシザキ電気
- ・電気設備                         ～ 月1回   九州電気保安協会

・害虫駆除

～ 月1回 ダスキン ターミニックス

年間害虫（ゴキブリ）駆除管理計画		
毎 月		調理室
4月	10月	居室（さくら～かえで）、ショートステイ（コスモス～チューリップ）
5月	11月	居室（あやめ～くちなし）
6月	12月	静養室から浴室、廊下、休憩室、多目的ホール
7月	1月	居宅介護支援事業所、事務所から裏玄関、廊下、デイセンター
8月	2月	あやすぎの里
9月	3月	全体点検（水周り中心）

④ 職員の健康管理

- ・健康診断 8月 ～ 全職員  
2月 ～ 夜勤・当直従事者
- ・腰痛検査 8月、2月 ～ 直接処遇職員
- ・予防接種 11月 ～ インフルエンザ

⑤ 施設の清掃（業者委託）

- ・床のワックス掛け、窓拭き

⑥ 防災訓練

- ・年間計画に基づき、防災訓練を実施します。

実施月	訓練内容	備考
4月	部分訓練（消防設備使用方法の説明、操作訓練）	
6月	部分訓練（救急法、蘇生法実技訓練）	救命救急士（消防署）指導
8月	総合訓練（昼間火災想定訓練、屋内消火栓操法訓練）	消防署立会
10月	部分訓練（避難誘導訓練）	
12月	部分訓練（通報訓練）	
2月	総合訓練（夜間想定訓練、消火器による初期消火訓練）	消防署立会

⑦ 苦情処理

- ・苦情や相談等を受け付ける専用の窓口を設置しています。
- ・施設内のご意見箱やホームページ、e-メールを活用し、気兼ねなく苦情、相談等お寄せいただける受付体制を整備しています。
- ・苦情処理第三者委員を委嘱し、苦情処理体制を整備しています。

# 平成 31 年度行事計画

特別養護老人ホームあやすぎ荘

月	主 要 行 事	給 食	運 営 管 理
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設記念（29周年）</li> <li>・荘外散歩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設記念祝食</li> <li>・もてなし食</li> <li>・栄養状況報告</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽水水質検査</li> <li>・防災訓練</li> <li>・循環式浴槽配管及び貯湯槽清掃・消毒</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水天宮祭（子供相撲見学）</li> <li>・荘外散歩</li> <li>・家族会総会、会食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物ツアー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者健康診断</li> <li>・防災訓練</li> <li>・ワックス掛け、窓拭き</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕まつり</li> <li>・おやつ作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土用丑（うなぎ）</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ADL調査</li> <li>・水質検査（井戸水）</li> <li>・貯水槽清掃</li> <li>・害虫駆除</li> <li>・空調設備点検</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盆供養</li> <li>・納涼祭</li> <li>・ワークキャンプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精進料理</li> <li>・納涼祭模擬店</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員健康診断（全職員）</li> <li>・消防用設備点検</li> <li>・防災訓練（総合訓練）</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彼岸供養</li> <li>・敬老祝賀会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老の日祝食</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫駆除</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大運動会、会食</li> <li>・荘外散歩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなし食</li> <li>・運動会弁当</li> <li>・野外食弁当(デイ)</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>

月	主要行事	給食	運営管理
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だご汁会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなし食</li> <li>・だご汁</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房害虫駆除</li> <li>・インフルエンザ予防接種</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年忘れ会</li> <li>・冬至（柚子湯）</li> <li>・保育園訪問（クリスマス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・忘年会弁当</li> <li>・クリスマスケーキ</li> <li>・年越しそば</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者健康診断</li> <li>・防災訓練</li> <li>・大掃除</li> <li>・ワックス掛け、窓拭き</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祈願祭</li> <li>・書き初め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おせち料理</li> <li>・ぜんざい</li> <li>・焼き芋</li> <li>・七草粥</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ADL調査</li> <li>・水質検査</li> <li>・空調設備点検</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分祭</li> <li>・煮しめ作り会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分豆菓子</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員健康診断（夜勤・当直従事者）</li> <li>・消防用設備点検</li> <li>・厨房害虫駆除</li> <li>・防災訓練（夜間想定）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひな祭り</li> <li>・彼岸供養</li> <li>・荘外散歩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひな祭り祝食</li> <li>・もてなし食</li> <li>・検便</li> <li>・害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画策定</li> <li>・予算編成</li> </ul>

月例行事	会議	職員研修
<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽療法（毎週金曜）</li> <li>・体重測定（毎月第1月曜）</li> <li>・美化作業</li> <li>・安全点検</li> <li>・機械器具点検</li> <li>・散髪（毎月第2月曜）</li> <li>・ふるさと訪問（随時）</li> <li>・保育園児との交流（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議</li> <li>・看介護ミーティング</li> <li>・サービス担当者会議</li> <li>・リーダー会議</li> <li>・給食検討委員会</li> <li>・身体拘束廃止委員会</li> <li>・感染症・食中毒予防委員会</li> <li>・事故防止、ヒヤリハット検討委員会</li> <li>・排泄・褥瘡委員会</li> <li>・入所判定委員会</li> <li>・口腔ケア委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察</li> <li>・研修会への派遣</li> <li>・施設内研修会の開催</li> </ul>



# あやすぎショートステイセンター

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

## 事業方針

- 1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 4日以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、当該計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 1 日常生活サービス

### ① 食事サービス

- ・利用者の嗜好や心身の状況等に応じたメニューや調理方法により、楽しく豊かな食事サービスの提供ができるよう努めます。
- ・食事介助が必要な方は、残存能力、主体性を尊重しつつ利用者の状況や家族の希望に沿って介助いたします。また、嚥下障害のある利用者については、トロミを使用し、誤嚥防止に努めています。
- ・季節に応じて、野外食、行事食等を実施しています。

### ② 排泄援助サービス

- ・利用者の身体状況や在宅での生活状況に応じてオムツ、ポータブルトイレ、尿器、トイレ誘導介助を行います。また、オムツ交換時には毎回温水や酸性水に浸した温タオルで部分清拭を行い清潔保持に努めています。
- ・排泄介助の際は、間仕切りカーテン、衝立等を使用し、利用者のプライバシー保護に十分留意して行います。

### ③ 入浴サービス

- ・入浴は毎日対応しています。利用者の身体状況、ADL状況、利用者の希望等を考慮して個浴または特殊浴を実施します。また、医師の指示や疾病等で入浴ができない利用者については、全身清拭、衣類交換を行います。

- ・ 個浴

自力での入浴が可能な方、一部介助が必要な方、座位保持可能な方及び個浴を希望される方が対象となります。専用のシャワー椅子、入浴台、手すり等を設置し、安全かつ安心して入浴ができるように介助いたします。

- ・ 特殊浴

個浴での入浴が困難な方、全介助が必要な方及び特殊浴を希望される方が対象となります。身体機能を考慮し二種類の特殊浴槽から安心して入浴ができる特殊浴槽を選び、ゆとりを持って入浴介助をいたします。

- ④ 機能訓練サービス

- ・ 機能訓練指導員(柔道整復師)が中心となり、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、機能訓練やレクリエーション、創作活動等日常生活を送る上での必要な訓練を行います。

- ⑤ 送迎サービス

- ・ 短期入所生活介護サービスの利用に際し、利用者の心身の状況や家族の事情等により送迎が困難な場合は、利用者の居宅と事業所との間の送迎サービスを行います。

- ⑥ その他の日常生活サービス

- ・ 離床、着替え、整容等利用者の心身の状況に応じた日常生活上の介助を行うとともに、過ごしやすい環境整備に努めます。また、希望により荘外散歩の付添い等を行います。

## 2 その他のサービス

- ① 健康チェック

- ・ 利用開始時にバイタルサインのチェックを行い、利用者の健康状態の把握に努めます。
- ・ 健康チェックの結果、異常が認められる利用者については、関係医療機関及び家族に連絡いたします。また、必要に応じて看護職員、栄養士等が健康管理についてのアドバイスをいたします。

- ② 栄養指導

- ・ 管理栄養士が利用者の食事、栄養に関する相談や助言を行います。

- ③ 口腔衛生

- ・ 歯科衛生士、看護職員、介護職員が利用者の口腔衛生に関する援助を行います。

その他、施設の管理運営、年間行事については特別養護老人ホームあやすぎ荘の事業計画に準じて実施いたします。

# あやすぎデイサービスセンター

(地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス)

## 事業方針

- 1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域の活動への参加を図りつつ要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、地域密着型通所介護計画を作成し、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- 2 サービス提供に当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービス提供者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 アクティビティーサービス（レクリエーション等）の充実を図り、魅力のある事業所作りに努めます。
- 4 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 5 利用者、利用者の家族、地域住民代表、市町村の職員又は地域包括支援センター職員等による運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上、活動の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

## 通所介護サービス

### ① 入浴サービス（介助浴・特殊浴）

- ・利用者の心身の状況に応じ、介助浴（一般浴）と特殊浴の利用ができます。
- ・入浴の際は、ご希望の利用者には同姓の職員が介助いたします。
- ・浴室には手すり、シャワー椅子、入浴台、ストレッチャー等の器具を設置し、安全かつ安心して入浴ができるよう努めます。
- ・入浴中の事故防止、利用者のプライバシーの保護、浴室及び更衣室の温度管理等に十分配慮し、快適な入浴ができるようお手伝いいたします。

### ② 給食サービス

- ・嗜好調査を実施し、利用者の嗜好に沿った、バランスのとれた給食サービスの提供に努めます。
- ・利用者の健康状態、咀嚼、嚥下状況に応じた調理を行います。  
主食～普通食、二度炊き、おにぎり、全粥、7分・5分・3分粥、ミキサー食  
副食～普通食、キザミ、超キザミ、ソフト食、ミキサー食
- ・嚥下状態に応じて、とろみ剤を使用した対応も行います。
- ・摂取状態に応じて、別食器（自助具）を使用した対応も行います。
- ・各種行事食を用意し、楽しい給食サービスの提供に努めます。

〈赤飯花見弁当（毎月1日）、花見弁当、ちらし寿司、いなり寿司、七草粥、ぜんざい、だご汁、そうめん等、ひとり鍋等〉

- ③ 生活指導サービス（相談、援助等）
  - ・利用者の人権を尊重し、秘密厳守で専門のスタッフが御相談に応じます。
- ④ 健康管理サービス
  - ・利用日毎に健康チェックを行い、利用者の健康管理に努めます。また、月1回体重測定を実施しています。（健康チェックの結果は、毎回連絡帳に記入し、ご家族にもお知らせしています。）
  - ・利用の際は、オゾンエアーによる浮遊菌の殺菌、酸性水によるうがい、手洗い、手指アルコール消毒を実施し、感染予防に努めます。
  - ・健康チェックの結果及び利用中に異状があれば看護職員が必要に応じて家族及び主治医に連絡します。
  - ・健康チェックはあくまでも個人の健康管理の目安であり、医療機関での定期的な検診をお勧めしています。
- ⑤ 個別機能訓練サービス
  - ・利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、計画に基づく個別機能訓練を実施すると共に、訓練の効果、実施方法等について評価を行います。
- ⑥ アクティビティーサービス
  - ・利用者の社会的孤立感の解消、生き甲斐づくりのお手伝いとして、創作活動、音楽活動、園芸活動等実施します。
  - ・利用者が楽しく参加できるメニューを計画し、レクリエーションの更なる充実を図ります。
  - ・四季を通じ、利用者の希望を取り入れながら、花見、バスハイク等の野外活動を実施します。
- ⑦ 栄養改善サービス
  - ・利用者の低栄養状態の改善等を目的として、多職種共同で栄養ケア計画を作成し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行います。
- ⑧ 口腔機能向上サービス
  - ・口腔機能の低下、又はその恐れがある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、歯科衛生士が口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能に関する訓練及び指導を行います。
- ⑨ 送迎サービス
  - ・利用者の希望等を考慮し、あらかじめ定めた所定の場所と事業所との間の送迎サービスを行います。
  - ・送迎に際しては、安全を第一に考え、利用者への気配りを怠らず、快い会話に努めます。
  - ・運転手は乗車前に車輛の点検を行い、事故防止に努めます。また、使用後は車内の清掃を行い、快適な送迎サービスの提供に努めます。

⑩ 日課表

9:20	迎え出発 デイセンター到着	13:30	入浴 機能訓練
10:00	健康チェック・体操		レクリエーション
11:30	入浴・各活動		趣味活動
12:00	口腔体操	15:00	おやつ
	昼食	15:40	送り出発
	口腔ケア		
	休養		

平成31年度行事計画

月	主要行事	月	主要行事
4月	・花見（桜） ・カレンダー作り ・筍掘りゲーム	10月	・野外食 ・運動会 ・カレンダー作り ・バスハイク
5月	・菖蒲湯 ・水天宮子供相撲見物 ・カレンダー作り ・茶摘みゲーム	11月	・紙相撲大会（秋場所） ・カレンダー作り
6月	・カレンダー作り ・レインボールゲーム ・紙相撲大会（夏場所）	12月	・年忘れピンゴ大会 ・絵馬作り ・ゆず湯 ・カレンダー作り
7月	・そうめん流しゲーム ・カレンダー作り ・七夕飾り作り ・スイカ採りゲーム	1月	・年始会 ・書初め ・どんどや ・カレンダー作り ・かるたとりゲーム
8月	・カレンダー作り ・金魚すくいゲーム	2月	・節分豆まき ・カレンダー作り
9月	・敬老祝賀会 ・カレンダー作り ・栗拾いゲーム	3月	・雛飾り輪投げ ・カレンダー作り

※ その他の行事

- ・体重測定（1回/月）、体力・握力測定（1回/3ヶ月）
- ・デイサービス便りの発行（月1回）
- ・年間を通じて、小グループに分かれて、脳トレ・手芸・カラオケ・塗り絵・レクリエーション等を実施します。レクリエーションは季節に応じて、上下肢の運動を取り入れたゲームを毎月計画します。
- ・まほろば保育園、やはた保育園の園児との交流を予定（随時）しています。

# あやすぎ荘居宅介護支援事業所

## 事業方針

- 1 介護予防、要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域で最期まで穏やかに生活できるように、またご家族の介護負担が増大しないように、医療・介護・介護予防・地域介護サービスを活用しながら支援していきます。
- 2 利用者の要介護状態や家族の介護力・環境面の問題等により、自宅介護が継続困難となった場合には、施設サービスを紹介する等、適切な支援に努めます。
- 3 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村や他の関係機関との連携を図り、利用者の自立に向けた支援に努めます。

## 介護予防支援・居宅介護支援

- 1 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して介護予防支援・居宅介護支援を行います。
- 2 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援します。
- 3 介護予防支援・居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援します。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

# 平成31年度グループホームあやすぎの里事業計画

## 1 事業の目的及び運営方針

**事業の目的** 認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境・地域住民の支援の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- 運営方針**
- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者の自立支援と適切な技術をもってサービスを行います。
  - ② 利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、充実した日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを行います。
  - ③ 事業の実施に当たっては、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
  - ④ 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
  - ⑤ 事業の実施にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。  
やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
  - ⑥ 提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護について、自らその評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図ります。
  - ⑦ 正当な理由なくサービスの提供を拒みません。
  - ⑧ 事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
  - ⑨ 火災等、非常災害時の夜間の体制を充実し、加えて関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に関する通報・連絡体制については定期的に従事者が訓練し、適切な対応に努めます。

- ケア目標
- ① 入居者一人一人の生活背景や入居者及び家族の想いを大切に、全人的ケアを行います。
  - ② 地域に根ざしたサービス事業所を目指し、地域住民や認知症サポーター、ボランティアの方々との交流や連携、情報交換を深め、利用者との多様な交流の機会作りに努めます。
  - ③ 様々な研修へ積極的に参加し、又、定期的なホーム内での研修を行い認知症ケアの向上を図ります。

## 2 事業計画

### (1) 利用者の個別処遇の充実

入居者が安心して穏やかに、かつ生き生きと自分らしく生活できるような介護支援体制づくりを目指します。

- ① 一人一人の生活習慣、趣味、嗜好、心身の状況を把握し、利用者並びに家族の要望等に沿ったサービス計画を作成し、個別ケアの充実を図ります。
- ② 時間にとらわれないゆとりある介護に努めます。
- ③ 利用者の個性、人間性を尊重し、個々の生きがい作りを応援します。
- ④ 家族への情報発信や各種行事等を通じて利用者と家族とのふれあいの場を設け、利用者、家族、職員との交流を図り、信頼関係を築きます。
- ⑤ 各種行事、野外活動等を実施し、地域社会との交流の機会を積極的に設け、利用者の精神面の活性化を促進します。
- ⑥ 利用者の健康管理、疾病の早期発見に努め、状態変化時は、迅速かつ適切な対応をし、家族への連絡、報告を行います。
- ⑦ 利用者が在宅への復帰を希望する場合は、利用者の家族、関係機関等との連携、相談及び調整を行い、在宅復帰への援助を行います。

### (2) 職員の専門的資質の向上

- ① 施設内外の研修の充実を図ります。
- ② 専門図書、視聴覚教材の整備を行います。
- ③ 常に質の高いケアが提供出来るよう、職員へのアンケートや面談等を行い、ストレス緩和に努めます。

### (3) 衛生管理、感染症予防対策の徹底

- ① 利用者の手洗い、うがいの励行に努め、感染予防に努めます。
- ② インフルエンザの予防接種については、主治医と相談の上、利用者、家族の希望に応じ、同意の上実施します。
- ③ 事業所内の掃除を徹底し、リネン交換、布団の天日干し等行います。
- ④ 食中毒の予防を図ります。

### (4) 防火、防災管理体制の強化

- ① 定期的に防災教育、自衛消防訓練を実施します。



- ② 消防設備、電気設備、施設内の危険箇所等の定期的な点検を実施します。

#### (5) 地域との連携

- ① 利用者・利用者の家族・事業所の所在する市町村の職員又は、地域包括支援センターの職員・地域住民の代表者等による運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回程度、活動状況の報告、評価に努めます。
- ② 地域包括支援センターとの連携を図りながら、地域住民の認知症理解に向けた啓発活動にも努めます。

### 3 日常生活サービス

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものであり、家庭的な雰囲気の中で、利用者個々に合った生活リズムを整えていきます。

#### (1) 食事支援

- ① 食事は楽しみであり、身体機能を維持するものです。できる限り利用者の好みを考慮し、自分で食べられる工夫をしながら、利用者との共同作業で行います。
- ② 食事は食堂にて、楽しく談笑しながら食べられるように支援します。
- ③ 季節に応じて野外食、行事食、外食等を実施します。

#### (2) 排泄支援

- ① ADLの評価を行い、サービス計画に反映させ、自立に向けた援助に努めます。
- ② 利用者の身体状況に応じて、おむつ、ポータブルトイレ、尿器、トイレ誘導介助を行い、排泄に伴う不快感がなく、スッキリした状態で過ごせるよう支援します。

#### (3) 入浴支援

- ① 利用者の身体、ADLの状況、希望等に応じ、ゆったりした気分で気持ちよい入浴ができるよう支援します。
- ② 入浴の際は、プライバシーの保護、更衣室、浴室内の温度管理に努め、快適な環境で楽しく入浴できるよう支援します。
- ③ シャワー椅子、入浴台、手すり等を利用し、事故のないように十分留意し、安全かつ安心して入浴ができるよう介助します。

#### (4) その他のサービス

- ① 離床、着替え、整容等利用者の心身の状況に応じた日常生活の援助を行います。
- ② 利用者が生きがいを持って生活できるように、趣味、又は嗜好に応じた活動及びレクリエーション、買い物支援等を行います。
- ③ 四季を通じてお花見、お月見会、野外食等の施設外活動やお正月、ひな祭り、お彼岸等の各種行事を計画し、利用者自身の意志で、自由に参加できるよう支援します。
- ④ 外出、外泊は家族の承諾があれば自由にできます。
- ⑤ 面会はいつでもできます。
- ⑥ 信仰、宗教も自由ですが他の利用者に迷惑がかからないように支援します。

4 平成31年度行事計画

実施月	行事内容	運営管理
4月	お花見・ドライブ	防災訓練
5月	水天宮祭（こども相撲見学） 菖蒲湯	運営推進会議 家族会総会
6月	菖蒲園見物	防災訓練
7月	七夕交流会 夕涼み会	運営推進会議
8月	盆供養・納涼祭・夕涼み会 夏休みワークキャンプによる交流会	職員健康診断 消防設備点検 防災訓練
9月	敬老祝賀会（家族交流会） お月見団子作り・夕涼み会	運営推進会議
10月	ドライブ	防災訓練
11月	鹿北祭り見学・ドライブ 花等の植え替え・芋掘り交流会	運営推進会議 インフルエンザ予防接種
12月	忘年会・ゆず湯 保育園との交流会・正月の準備	防災訓練 大掃除
1月	年始会・初詣（岩野神社、他） どんどや	運営推進会議
2月	節分豆まき	消防設備点検 サービス評価 職員健康診断
3月	ひなまつり 彼岸供養・花等の植え替え	事業計画策定 運営推進会議 防災訓練
<p>※ 地域の方々との交流の機会を設け、ホームでの交流会等を計画します。</p>		